

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年 11月20日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

執務室の設営等業務委託(令和5年4月使用分～)

2 履行(納品)場所

委託者が指定する場所

3 契約日

令和5年3月13日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月1日から令和5年10月31日まで

5 契約金額

27,824,786円

6 契約の相手方(名称及び所在)

住所:横浜市緑区中山5-14-16

名称:株式会社テイクフォー

代表者職氏名:吉川 武志

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本年8月に小児医療費助成制度の所得制限及び一部負担金を撤廃する予定があり、新たに対象となる約13万人を対象とした申請手続き等については、事務処理センターを設置し対応することとしました。

5月に事務処理センターを開設し7月に医療証を発送するにあたり、その会場設営等の準備は4月中に終わる必要がありました。

また、会場設営(電話やネット回線の配線工事及び必要な什器等の手配など)を期限までに進めるにあたり、通常契約部依頼による手続きでは間に合わないため、至急事業者を決定する必要がありました。

医療証の発送が遅延することで与える市民への影響を考慮し、当該契約を緊急契約とすることとしました。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿の登録種目「402:一般貸借」の「細目: Eその他リース、F レンタル」及び「033: 什器・家具」の「A: 一般什器、家具、新古品 (一般什器)」に登録のある「所在: 市内」及び「規模: 中小企業」から、緊急対応が可能な事業者を選定しました。

9 所管課

健康福祉局医療援助課